

平成 28 年度 第 4 回三重県教育改革推進会 議事録

日 時 平成 28 年 11 月 14 日 (月) 13 : 30 ~ 15 : 30

場 所 農協会館 5 階大会議室

出席委員 山田 康彦 (会長)、藤原 正範 (副会長)、浅川 由子、石川 博之、
宮本 ともみ、村田 典子、森 清光、山門 真、和田 欣子 (敬称略)

事務局 教育長 山口 千代己、副教育長 木平 芳定、
教職員担当次長兼総括市町教育支援・人事監 浅井 雅之、
学校教育担当次長 山口 顕、育成支援・社会教育担当次長 中嶋 中、
研修担当次長 中田 雅喜、教育総務課長 長崎 敬之、
教育政策課長 宮路 正弘、教育財務課長 中西 秀行、
教職員課長 小見山 幸弘、高校教育課長 長谷川 敦子、
生徒指導課長 芝崎 俊也、人権教育課長 赤塚 久生、
保健体育課長 野垣内 靖、研修推進課長 大川 暢彦、
学校防災推進監 三谷 真理子

【宮路教育政策課長】

ただいまから、第 4 回三重県教育改革推進会議を開催します。

なお、本日は、西田委員、平岩委員、耳塚委員が欠席です。開会にあたりまして、教育長の山口千代己からご挨拶申し上げます。

1 教育長挨拶

【山口教育長】

委員の皆様方にはご多用の中、ご出席を賜り本当にありがとうございます。

秋を迎え、学校ではこれまでの取組の成果が次々と発表されています。例えば、測量士試験は全国 1 位の合格者数となりました。また、第三種電気主任技術者試験も全国高校生の部でトップでした。さらには、全国産業教育フェア石川大会のフラワーアレンジメントコンテストにおいて四日市農芸高校の生徒が最優秀賞を獲得、高校生ものづくりコンテストにおいても四日市工業高校の生徒が優勝いたしました。子どもたちが学んできた力を大舞台上で発揮することができ、非常にうれしく思います。

教育改革推進会議ではこれまでに 3 回、次期「県立高等学校活性化計画 (仮称)」のご審議をいただけてきました。この計画が将来の子どもたちの活躍や社会人としての基礎につながっていくのではないかと考えています。

今回の「県立高等学校活性化計画（仮称）」には、大きく3点のポイントがあると考えています。1点目は教育内容です。次期学習指導要領で「主体的・対話的で深い学び」や「カリキュラム・マネジメント」という新しい考え方が出てきています。「県立高等学校活性化計画（仮称）」は、このような考え方を先取りした計画となっています。

2点目は、本県が人口減少局面に入って最初の活性化計画であり、これまで経験したことのないような状況に直面していることから、地方創生や地域の担い手を育成することを強く意識した計画となっていることです。

3点目は、少子化が進む中、小規模校の活性化の枠組みを設けたことです。小規模校の活性化については、これまで、さまざまな取組を進めてきました。学校の再編や統合にも取り組んできましたが、それだけでは県民のご理解をいただけないという段階にきています。地域住民や企業の方々など地域が一体となった活性化の取組を進めることによって、県民に必要とされる高校づくりを進めていく必要があると考えています。

本日は、中間案の素案を作成しましたので、さまざまな視点からご意見を賜れればと思っています。

もう一つの議題として、小中一貫教育についてご審議いただきたいと考えています。小中学校の設置者はあくまでも市町ですが、小中連携や小中一貫の取組が進み、義務教育学校という新たな設置形態が制度化されましたので、教員の採用・配置・異動の権限を持つ県教育委員会としましても、市町教育委員会が困らないように支援していく必要があると思っています。本日の会議では、津市教育長の石川委員から津市の取組のご紹介をいただきながら、議論を深めていきたいと思っています。

本日もよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

【宮路教育政策課長】

続きまして、山田会長にご挨拶いただきますとともに、以降の進行をお願いします。

【山田会長】

本日もよろしくをお願いします。

本日の会議では、事項書にありますように、2つの議題を審議してまいりたいと思っています。1つ目の議題は、「県立高等学校活性化計画（仮称）の策定について」、2つ目の議題は「小中連携・小中一貫教育について」です。特に、県立高等学校活性化計画（仮称）につきましては、本日の議論をふまえ、今後パブリックコメントを実施する予定ですので、一つの区切りとなります。前回の会議では、委員の皆様から、活性化の取組内容や規模の考え方に対してご意見をいただきました。そのご意見をふまえた中間案（素案）が事務局から提案されています。本日の会議の前半で、中間案（素案）について審議いただき、後半では、小中連携教育・小中一貫教育について審議いただきます。本日の会議は、15時30分までを予定しています。それでは、「県立高等学校活性化計画

(仮称)の策定について」、事務局から資料について説明願います。

2 審議事項

(1) 県立高等学校活性化計画(仮称)の策定について

【宮路教育政策課長】

資料1から5について説明いたします。資料1は、10月25日に開催しました第3回会議でいただきました意見概要です。時間の関係で詳細な説明は省きます。

資料2は、県立高等学校活性化計画(仮称)中間案(素案)の構成です。次期計画のポイントを大きく3つにまとめています。1つ目として、これから社会で必要とされる資質能力の育成や次期学習指導要領への考え方をふまえた取組を位置づけたこと。2つ目として、人口や生徒数が大幅に減少する中、地方創生、地域の担い手育成の視点を取り入れたこと。3つ目として、2学級の高等学校について、地域が一体となって活性化を図る枠組みを設けたことです。

「1 はじめに」から「5 社会の変化に対応した県立高等学校のあり方」の構成自体は変わっていませんが、一部、前回資料から変わっている部分を説明します。まず、「3 県立高等学校活性化の基本的な考え方」の(2)です。骨子案では、「生徒一人ひとりに応じた教育の実現」となっていますが、より生命を大切にすることを育んでいく姿勢を出すために、「生命を大切にすることを育み一人ひとりに応じた教育の実現」としました。

「4 県立高等学校活性化のための取組」の(1)の標題が、骨子案では「新しい学びへの変革」となっていますが、「新しい時代に求められる学びへの変革」という表現に修正しています。

次に、計画の内容を説明します。資料3と資料4を見比べながらご覧ください。資料3は、中間案(素案)です。資料4は、前回資料からの主な変更点をまとめたものです。資料4の番号の1番目をご覧ください。「4 県立高等学校活性化の取組」の「(2) 社会とつながり貢献する力の育成」と「(4) 地域で学び地域を活かす教育の推進」の記述内容が重複しており、統合または整理したほうがよいというご意見をいただきました。職業教育に関する記述の重複感がありましたので、そこを分割し、「(2) 社会とつながり貢献する力の育成」の部分は、キャリア教育について記述しました。職業教育については、「(4) 地域で学び地域を活かす教育の推進」に移すとともに、項目名を「産業界と連携した職業教育の推進」と変更しました。

中間案(素案)の2ページ、「県立高等学校をめぐる現状と課題」において、「グローバル化の進展」や「情報化の進展」といった見出しを加えました。また、「産業構造の変化」の2つ目の○にある文章を加え、本県の産業の状況等の記述を追加しました。

次に5ページです。「3 県立高等学校の活性化の基本的な考え方」の「(2) 生徒一人ひとりに応じた教育の実現」を「(2) 生命を大切にすることを育み一人ひとりに応じた

教育の実現」と標題を変えるとともに、「学校教育全体において、自他の生命を尊重する心や思いやりの心、規範意識などを育む教育に取り組む。また、一人ひとりの存在や思いが大切にされ、多様性を認め合う学校づくりを進める」という文章を追加しました。加えて、『いじめは絶対に許さない』『子どもたちを徹底して守り通す』という覚悟をもって」という言葉をあえて強調する意味で追加しました。

続いて7ページ、「4 県立高等学校活性化のための取組」の「(1) 新しい時代に求められる学びへの変革」と標題を変更しました。①を大きく3つに分割するとともに、記述を追加して内容を充実しました。①の1つ目の○に「これからの社会で必要となる基礎的・基本的な知識・技能、協働して課題を解決していくための思考力・判断力・表現力等、リーダーシップやチームワーク、優しさや思いやりなどの人間性を含めた資質・能力を育む教育を推進する」との記述を追加しました。2つ目の○には、「主体的な学び」、「対話的な学び」、「深い学び」に関する説明を加えました。3つ目の○では、「生徒が各教科等で身につけた力を基礎として、『総合的な学習の時間』や特別活動のなかで、教科横断的な学びや社会に参画する活動を取り入れることで、実社会のさまざまな場面で活用できる能力の育成を目指す」という文章を新たに加えました。4つ目の○は、前回会議において理数教育に少し偏った記述が多いというご意見をいただきましたので、「幅広い視野や知識とともに、それらを統合して考える力を育む教育を推進する」という記述を追加しました。

8ページをご覧ください。前回会議で、地域スポーツ指導者の活用や部活動の競技力向上に関する記述を加えるべきというご意見をいただきましたので、「⑤特別活動等の活性化」の2つ目の○に「地域のスポーツ指導者の活用」という文言を加えました。

9ページの上から3つ目の○についても、前回会議のご意見をふまえ、「活動の経験を活かして、地域で主体的に活躍する力を育む」という記述を追加しました。

同じく9ページの「(2) 社会とつながり貢献する力の育成」ですが、「社会の一員としての自覚と責任を育む教育の推進」という項目を一番目に位置づけました。①の一番下の○として、「労働や社会保障制度等に関する知識を身につけ、生涯にわたる自己の生き方や働き方について考える力を育むため、関係機関や団体等と連携して働く意義や労働者の権利と義務等を学ぶ講座を拡充する」という記述を加えました。

10ページをご覧ください。「②グローバル人材の育成」の1つ目の○に、前回会議でいただいたご意見をふまえ、「多様性を尊重する態度を育む」という文言を加えました。

②の4つ目の○では、理数教育の充実として書いていましたが、理数教育以外についても幅広く記述するため、「地域の歴史や文化、産業に関する知識を身につけられるよう、ディベート、探究活動、フィールドワークなどを取り入れた教育活動の充実を図る」という記述を追加しています。

次に、「③キャリア教育の推進」の3つ目の○です。これも前回会議のご意見を受けまして、「生徒が企業や大学で活躍する卒業生から仕事や大学生活等について学ぶ機会の拡

充と就職や職場定着の支援に係る外部人材の効果的な活用を促進する」という記述を加えました。

11 ページの「(3) 生徒一人ひとりに応じた多様な教育の推進」の「①学びに向かう力を育む教育の推進」の3つ目の○です。前回会議において、内容がわかりにくいというご意見をいただきましたので、「スクールカウンセラー等の活用や関係機関との連携など、教育相談体制の充実を図る」という表現に改めました。

12 ページの「②特別支援教育の充実」の3つ目の○に「特別支援コーディネーターを中心とした支援体制の充実を図る」という記述を加えました。

14 ページをご覧ください。上から2つ目の○に「地域の課題解決や活性化に取り組む県内外の高校生が集う『高校生地域創造サミット（仮称）』を実施し、発表やディスカッションを通じて、生徒が自らの取組の良さや改善点を認識することにより、自信や意欲の向上を図る」という取組を加えました。

「②大学等と連携した教育の推進」の4つ目の○です。中高連携に関するご意見をいただいたことから、「スーパーサイエンスハイスクール指定校における課外授業や部活動に、中学生が参加し発展的な学習や研究に触れる機会を設けるなど、中学校と高等学校の学習内容の接続を図り、生徒の学びを継続・深化させるための取組を検討する」という記述に修正しました。

「③産業界と連携した職業教育の充実」です。ここでは、前回資料において(2)に書いてあったものと(4)に書いてあったものをまとめるなど文章を整理しました。○の2つ目で「ものづくりや経営、おもてなしの心や起業家精神等、産業社会で必要となるさまざまな要素を学ぶため、学校が地域産業とのコンソーシアムを設立し、商品企画や製造、接客、営業等の現場を生徒が体験する機会を創出する」という取組を記述しています。また、○の3つ目は、工業高校の専攻科の設置に関する記述です。

15 ページをご覧ください。「(5) の新しい学びと多様で専門的な教育を実践する教職員の育成」の「①授業力の向上」の5つ目の○です。前回会議で、大学との連携に関するご意見をいただきましたので、「教職大学院等との連携を推進し、大学教員の学校訪問等を通じて、最新の教育理論や実践例に触れる機会を創出する」という取組を加えました。

同じく、16 ページの3つ目の○にも「教育委員会と教員養成を行う大学等で構成する協議会を設置し、教員養成や教員研修等について協議を行うことにより、教員の資質向上に取り組む」という取組を追加しました。

17 ページからの「5 社会の変化に対応した高等学校のあり方」については、大幅に記述を追加しました。

まず、「(1) 各学科の活性化」の「①現状と課題」の○の3つ目に、高等学校卒業者の進路状況について、本県ではキャリア教育の推進や職業系の学科の充実に取り組んでおり、進路は大学・短大の進学が45.0%、就職が32.4%になっている旨の記述を加えま

した。

4つ目の○では、国における高大接続改革への対応について記述を加えました。

次に、「普通科・普通科系専門学科」、「職業系専門学科」、「総合学科」ごとの現状と課題を記述しました。「ア 普通科・普通科系専門学科」につきましては、進路希望が多岐にわたっていることから生徒の実態に応じた取組が必要であること、普通科にあってもいずれ就職することを考えるとキャリア教育に一層取り組む必要があること、「大学入学希望者学力評価テスト（仮称）」が実施される予定となっていることから教育課程の編制などに適切に対応していくことが求められている、といった課題を記述しています。

次に18ページの「イ 職業系専門学科」では、人口減少が進む中で、産業の中核を担う人材や後継者不足が課題となっていること、地方創生に対応できる人材を育成していくことが求められていること、海外へ勤務する卒業者も増えていることから郷土の知識や文化に関する理解、英語力等多様な力が必要になってくることなどを記述しています。

「ウ 総合学科」については、中学生や保護者等の総合学科に対する理解や認知度が不十分であること、総合学科に入学した生徒が将来の進路への自覚が足りないまま安易な科目選択を行う傾向があること、今後の社会変化や学習ニーズの多様化に適切に対応していくため、学科の特色を活かして教育内容等のあり方を検討する必要があるという課題を記述しています。

以上のような課題をふまえ、「②各学科の方向性」を18ページ下段から記述しています。

普通科・普通科系専門学科については、大学進学が多い学校での教育課程の工夫・改善や、県全体の進学指導の充実、大学卒業後を考えたキャリアプランをイメージさせるような取組を推進していきたいと考えています。また、就職希望者が多い学校では、地域や企業と連携した体験的な学習機会を設けることや、職業に関する科目を取り入れることなどにより、適切な職業選択につなげるような取組をしていきたいと考えています。

職業系専門学科については、さまざまな分野で中核的な役割を担う力や新たな「もの」や「仕組み」を創造しようとする意欲を育む取組を進めるとともに、インターンシップ、職業人からの講話等を通じて地域の産業に対する理解や地域に貢献していく意欲の向上を図っていくこととしています。

総合学科については、地域や大学等の学校外の人材や資源を積極的に活用した多様な分野の学習機会の提供や、教育内容や系列についての継続的な見直しに取り組むこととしています。また、生徒が目的を持って科目を選択できるよう、キャリアガイダンスの充実や資格取得等に向けた学習の導入に取り組むことについても記述しています。

次に、「(2) 県立高等学校の規模と配置について」です。「①基本的な考え方」の1つ目の○では、生徒が一定の集団の中で社会性を育むことが重要であること、高等学校では一定の教員数が要ることを記述しています。2つ目の○は、高等学校の配置については、学校の規模だけではなく、地域の担い手育成など地方創生の取組が進められている

ことや、生徒の通学など教育機会の保障に配慮することなどをふまえて考える必要があるということを記述しています。4つ目の○は、「生徒はもとより、県民の方々が学校の特色や学校の果たす役割などに積極的な意義を感じ、『行きたい学校』、『誇りに思う学校』となることを目指して取り組んでいくことが重要である」という記述を加えています。

「②高等学校の規模と配置」です。これまで「適正規模」という表現をしていたところを、「望ましい学校規模」という表現に改めるとともに、望ましい規模を1学年3学級から8学級としています。

21 ページの「1学年2学級以下の高等学校」では、「地域の状況、学校・学科の特色、生徒の通学実態等をふまえ、特に存続が必要と考えられる場合については、以下のように活性化に取り組む」ということで、活性化に取り組む方向性や内容を具体的に示しました。アでは、「学校ごとに、市町の関係者、地元の産業界、小中学校および高等学校の保護者・教員等で構成する協議会を設置し、学校や地域等の関係者が役割を分担しながら、それぞれが活性化の具体的方策を検討した上で、計画を策定し一体となって実施していくことで活性化に取り組む」ということを記述しています。

イでは、「活性化の取組期間は、3年間を原則とし、入学者の状況や生徒の進路実現の状況、活性化の取組など、その活動と成果について毎年度検証を行い、3年経過後に、その後のあり方を検討する」とこととしています。イの3行目の「なお」以下ですが、「活性化に係る取組期間中に、大幅な欠員が生じた場合には、3年間の活性化の取組を継続しつつ、地域の中学校卒業生数の見込み等をふまえ、必要に応じて学級減を行う」とこととしました。

ウでは、「3年間の取組期間が経過した後、2学級規模を維持している学校は、本活性化計画の期間中、引き続き活性化に取り組む」とこととし、「1学級となった学校については、取組期間3年目を含め2年連続して入学者数が定員の3分の2に満たない場合には、（中略）統廃合や設置形態の変更など、生徒の学びを保障するためのあらゆる可能性について協議」していくことを記述しました。この取組については、活性化計画最終年度の平成33年度に改めて総括的な検証を行って、その後のあり方を検討するというとも記述しています。

また、21 ページの最後の○ですが、「1学年2学級の高等学校のうち、地域の協力による活性化の取組が困難な場合や、地域の状況、学校・学科の特色、生徒の通学実態等を考慮しても、近隣の高等学校との統廃合や分校化がよりよい教育環境を維持する上で望ましいと考えられる場合には、統廃合等を視野に入れて活性化に係る協議を行う」とこととしました。

22 ページをご覧ください。「1学年3学級以上の高等学校」の○の1つ目です。「1学年3学級の高等学校は、今後の中学校卒業生数の減少が予測されるなかで、学校の活力を維持していく観点から、状況に応じて、上記の2学級の学校と同様の協議会を設置し、2学級の学校に準じて活性化の取組を進める」とこととしました。また、2つ目の○で、

1 学年 9 学級の高等学校について、各地域の中学校の卒業生数の推移等を考慮しつつ検討を進めていくという記述をしました。

資料 5 をご覧ください。今後の策定スケジュールを簡単に示しました。本日の会議の意見をふまえて修正したものを中間案として 12 月 12 日の県議会教育警察常任委員会に説明し、その後、パブリックコメントを実施します。平成 29 年 2 月には、第 5 回三重県教育改革会議におきまして、最終案の審議をお願いしたいと考えています。

最後に、資料 7 をご覧ください。本日の論点として、県立高等学校活性化計画（仮称）中間案（素案）について、ほかにつけ加えるべき点とか考慮するべき点はないかという観点でご意見をいただければと思っています。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

【山田会長】

県立高等学校活性化計画（仮称）中間案（素案）の審議に入ります。

資料 7 にありますとおり、県立高等学校活性化計画（仮称）中間案（素案）について、これでよいか、他につけ加えるべき点や考慮すべき点はないか、という観点からご意見をいただきたいと思います。特に、中間案（素案）の「5 社会の変化に対応した県立高等学校のあり方」については、骨子案よりも詳細な書き込みがされていますので、お気づきの点をご指摘ください。

【藤原副会長】

5 ページに「『いじめは絶対に許さない』『子どもたちを徹底して守り通す』』という表現が加わりました。昨今の状況もふまえて、子どもの命を守ることが学校にとって第一義的な必要事項だということが書き込まれたのは、大変意義のあることだと思います。

9 ページに、「労働や社会保障制度等に関する知識を身につけ」という記述がつけ加えられました。私は福祉が専門ですので、社会保障についても大学生に講義しています。社会保障は日本にとって非常に重要な問題であり、高校でもいろいろな科目で学んでいるはずですが、大学生の考察は非常に単純で深まっていない印象がありますので、社会保障制度等についてもきちんと書き込んでもらえて、大変ありがたかったと思います。

今回の記述で一番の討議のポイントなるのは、20 ページ、21 ページのあたりだと思います。小規模校についての踏み込んだ記載がされていますが、こういった意図で、こういったことをねらって、このような記述になったのかということをお尋ねしたいと思います。

まず、活性化の取組期間を 3 年としたのはなぜでしょうか。活性化の取組を、時間を切ってやるのは難しいことではないかと思っています。

また、取組期間 3 年目を含め 2 年連続して入学者数が定員の 3 分の 2 に満たない場合

には、統廃合などを協議するとなっていますが、その基準はどういうところから出てきたのでしょうか。

最後に、活性化されたかどうかを評価することは、非常に難しいような気がしますが、どのように判断するのでしょうか。志望する生徒が増え、定員が確保できるようになるというのが一番いいことだと思いますが、そのような状況になることが、なかなか困難な学校を対象にしていることを考えると、活性化を評価するほかの指標というのがあるのだろうかという疑問に感じました。

【浅川委員】

21 ページのイに、「活性化に係る取組期間中に、大幅な欠員が生じた場合には」とありますが、大幅な欠員とは、どの程度の欠員を考えられているのでしょうか。

【和田委員】

21 ページ上段の○に、「特に存続が必要と考えられる場合については、以下のように活性化に取り組む」とあります。また、21 ページの下段の○では、「活性化の取組が困難な場合や、地域の状況、学校・学科の特色、生徒の通学実態等を考慮しても、近隣の高等学校との統合や分校化がよりよい教育環境を維持する上で望ましいと考えられる場合」とあります。このような判断は誰が行うのでしょうか。

【宮路教育政策課長】

活性化の取組期間がなぜ3年間かというご質問ですが、生徒の入学から卒業までのスパンである3年間を基準として考えています。評価を行うには、あまり長い期間を設定するとさまざまな影響が出てきますので、3年間が適当であると考えます。他県では、もっと短い例もあります。

次に、3分の2に満たない場合の考え方についてです。今はなくなりましたが、かつて国の法律で分校の最低基準は全校で100人でした。1学年1学級になった場合でも子どもたちの教育環境として一定の人数が要るとの前提で考えていますが、全校で100人という数字は厳しいものがありますので、「入学者数が定員の3分の2に満たない場合」という基準を設けました。

また、活性化の評価については、21 ページのイにあるように、入学者の状況や生徒の進路実現の状況に加え、その学校でしかできない取組がある、といった状況も含めて評価をしていきたいと考えています。

次に「大幅な欠員」とはどの程度かというご質問ですが、1学年2学級の学校で1学級以上の欠員が出たときには、2学級で学校を維持するのは難しいと考えています。しかし、地域全体の中で欠員状況を総合的に判断する必要があるため、例えば「40人を下回った場合」などと記述するとそれに縛られてしまうので、このような表現にとどめて

います。

最後に、誰が判断するのかということについてです。今、各地域で地域協議会を行っていますし、今後、学校別の協議会も設置していきますので、通学条件等も勘案しながら、県教育委員会で判断していくことになると考えています。

【山田会長】

21 ページのウの、「入学者数が定員の3分の2に満たない場合」という記述ですが、ここは、1 学年1 学級となった学校に関する記述なので、1 学級の3分の2と考えればよろしいか。

【宮路教育政策課長】

そうです。1 学級の3分の2です。

【山田会長】

前回の会議で「(2) 社会とつながり貢献する力の育成」と「(4) 地域で学び地域を活かす教育の推進」の職業教育に関する記述が重なっているとの指摘をしましたが、今回、整理がされて、ありがたいと思っています。

2 ページの下段に、「本県の産業構造の特性や産業界のニーズもふまえた職業教育に取り組んでいく必要がある」という課題が書かれており、それを受けた具体的な取組が14 ページあたりに記述されています。このあたりの記述はものづくり、観光のおもてなしなど大変詳細に書かれていましたが、今回はそれをまとめてしまったために、三重県ならではの職業教育という面が薄くなっています。以前ほど詳細な記述でなくてもかまいませんが、5 年間でこれに取り組むということが明確になるような記述であった方がよいのではないかと思います。

【和田委員】

17 ページに普通科・普通科系専門学科についての記載があります。2 つ目の○では進学を主体とする生徒、3 つ目の○では普通科でも就職をする生徒ということで書き分けてあります。前者は、「社会的・職業的自立に向けて必要な能力や態度を育む」と書かれ、後者は、「社会人として生きていくための資質や能力を育む」と書いてありますが、その違いがわかりにくいのではないかと思います。

4 つ目の○には、「平成 32 年から『大学入学希望者学力評価テスト (仮称)』が実施される予定となっており、(中略) 教育課程の編成など、適切に対応していくことが求められている」とあり、18 ページにも『大学入学希望者学力評価テスト (仮称)』を視野に入れて教育課程や指導方法の工夫・改善に取り組む」と記述されていますが、教育課程の編成は、これからの時代に求められる力の育成等、もう少し幅広い視点で取り組んで

いくことになるのではないかと思います。

18 ページのウに総合学科の記載があり、「中学生・保護者・中学校教員の総合学科に対する理解や認知度が不十分である点や、入学した生徒が将来の進路への自覚が足りないまま安易な科目選択を行う傾向がある」という課題が書いてありますが、何かの調査に基づいてこの記載があるのでしょうか。

【宮路教育政策課長】

17 ページの2つ目と3つ目の○の違いが、わかりにくいというご指摘がありました。2つ目の○は、学ぶことと働くことにつながりが実感しにくいいため、普通科であっても、キャリア教育や実務教育に取り組む、という主旨で記述しています。3つ目の○は、就職を希望する生徒に対する教育について記述しています。少し表現がわかりにくいので、検討させていただきます。

大学入学希望者学力評価テスト（仮称）等の記述は幅が狭いのではないかとご指摘ですが、高大接続改革という高校の質の保障は、全ての高等学校で必要と考えています。そのうえで、大学入学を希望する生徒の多い普通科校については、「大学入学希望者学力評価テスト（仮称）」を視野に入れた教育課程や指導方法の工夫・改善が必要であろうということで記述しました。具体的なところはあまりここへ書き込めませんが、検討させていただきます。

総合学科の課題につきましては、中央教育審議会のキャリア教育・職業教育の在り方についての答申に、このような記載がありましたので、引用しています。

【山口教育長】

教育課程の編成について、もっと大きく構えるべきではないかということですが、6 ページの最後に「カリキュラム・マネジメントの考え方を重視した改善」と記述してあります。しかし、これだけでは抽象的でそれぞれの高等学校が取り組むことが分かりにくいので、17 ページからは学校種を特定して記述しています。全体的な考え方は、「基本的な考え方」に記述し、個別の考え方は17 ページ以降に記述するという整理ですので、ご理解いただきたいと思います。

進学を希望する普通科の生徒に対して大学進学の指導ばかりで、社会的・職業的な自立に向けた必要な能力の育成が疎かになっているのではないかと、という指摘があります。そのため、18 ページの下段に「大学の研究室や企業における実務等を体験する機会を拡充する」という取組を位置づけるなど、就職を見据えた学習を行っていくこととしています。一方、高校を卒業してすぐ就職する生徒に対しては、17 ページの下から2つ目の○で、マナーや働き方に関する理解を図るということとしています。

総合学科について、人気のある科目が必ずしも就職につながっていないということがあります。指導主事が学校訪問等で状況を把握しながら、総合学科の系列について不断

の見直しを行うようにと言っているところです。学校としてしっかりと見直しを行ったうえで、同じ系列を残すのであれば結構ですが、そうでないならば、安易な科目選択につながってしまうと考えています。

【森委員】

計画に「地域」という言葉が多く盛り込んであり、非常に結構なことだと思います。小学校や中学校と比べて、高校は地域性を発揮していくのは難しい面があると思います。私が関わっている小学校へ高校生に来てもらい話をしてもらおうと思ったのですが、移動手段をどうするかという問題がありました。小中学校なら徒歩や自転車で行ける範囲ですが、高校はもっと広範囲です。21 ページには、学校ごとの協議会の設置について記述してあります。この計画の協議会とは異なりますが、10 年ほど前から設立された高校の学校運営協議会では範囲等いろいろな点で難しい面もあるということを指摘しておきます。

【浅川委員】

中学校教員の総合学科に対する理解や認知度が不十分であるとの記述がありました。もっと中学校は高等学校のことを知らなければいけないし、高等学校からの情報もたくさんほしいと常々思っています。

19 ページの一番上の○に「就職希望者が多い学校では、（中略）生徒が主体的で協働的に取り組む授業づくりを推進する」とあります。この主体的で協働的、主体的で対話的な深い学びというのは、今回の計画の大事な考え方だと思います。そのことを考えると、就職の希望者が多い学校だけでなく、普通科の学校においても取り組んでいくべきであると思います。

幼稚園という言葉が9ページと14ページに出てきます。最近、認定こども園になっているところもありますし、保育所との交流をしているところもあります。就学前教育との連携という意味だと思いますので、幅広く捉えた記述のほうがいいのではないかと感じました。

【山田会長】

浅川委員からご指摘いただいた19ページの点ですが、基礎学力の確実な定着を図るという記述だけで終わってしまうと、従来型の基礎学力の定着だけで終わってしまうので、あえて、従来型の基礎学力の定着の方法とは異なる、具体的な学びで基礎学力も育てようという意味が込められていると私は解釈しています。

【山口教育長】

主体的で深い学びに協働して取り組む教育については、全体の取組を7ページに書い

てあります。そのうえで、さらに17ページ以降にもそれぞれの学科ごとに同じことを書いてしまったら、学科としての特色がなくなり、注力するところが分かりにくくなるのではないかと思います。そのため、全ての学科で主体的・協働的な学びに取り組んで欲しいのですが、ここでは学科において特に足りないところを記述しています。進学校では大学の研究室に行ったり、企業へインターンシップに行ったりすることが少ないため、そのような特色のある活動をお願いしたいということをご理解ください。

就学前教育との連携については幼稚園に限らないというご指摘はそのとおりです。現在も桑名北高校のように保育所と「わくわくコミュニケーション」という連携の取組を行っている学校があります。久居高校も同様の取組を始めましたので、記述について工夫をさせていただきます。

【和田委員】

地方産業教育審議会において、さまざまな議論をしていただいていると聞いていますが、その審議と活性化計画はどのように関係していくのか、お尋ねしたいと思います。

先ほど教育長がおっしゃっていただいたように、計画の前半に全般的な記述があり、その中で各学科において特に取り組んでいくことについて後半に書いてあるというのは十分理解しているのですが、そのニュアンスを分かりやすく記述していただければと感じました。

【長谷川高校教育課長】

和田委員のおっしゃった地方産業教育審議会というのは、条例設置の審議会です。今後の産業教育の活性化について、おおむね10年ごとに審議をまとめていただいています。

県立高等学校活性化計画は、県立高等学校全てが対象ですが、地方産業教育審議会は職業系専門学科に特化して審議していただいています。活性化計画はその審議と連動しながら、そのうち代表的な取組だけを記述しています。地方産業教育審議会では、さらに細かく農業や工業など8つの学科ごとにどのような方向で取り組むべきといった審議をしていただいています。

【山田会長】

ほかにご意見いかがでしょうか。大体ご意見をいただいたということでよろしいでしょうか。それでは、中間案（素案）につきましては、ここで審議をまとめさせていただいて、引き続いて、審議事項の（2）に移りたいと思います。

「教育制度改革への対応（小中連携教育・小中一貫教育）について」、事務局から資料を説明願います。

(2) 教育制度改革への対応（小中連携・小中一貫教育）について

【宮路教育政策課長】

資料6の小中連携教育・小中一貫教育の現状について、主な点を説明します。

2ページをご覧ください。平成26年から小中一貫教育の制度化について教育再生実行会議の提言、同年の中央教育審議会の答申をふまえ、今年4月に改正学校教育法が施行され、義務教育学校の設置が可能になりました。このような経緯の中で新たな学制が始まったところです。

3ページに小中連携教育・小中一貫教育について大まかにまとめた図があります。一番外側の枠囲みが小中連携教育です。小中連携教育とは、小中学校がお互いに情報交換や交流を行うことを通じて、小学校教育から中学校教育への円滑な接続を目指すさまざまな教育を指しています。そのうち、一つ内側の囲みにある小中一貫教育とは、小中連携教育のうち、小中学校が目指す子ども像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を目指す教育を指しています。小中一貫教育の中に今回、制度化された義務教育学校があります。修業年限9年の学校として、今の小学校にあたる前期課程6年と、中学校にあたる後期課程3年を合わせた9年間一貫の形をとるものです。その際、6・3制でなくて、4・3・2制とか5・4制とか、地域の状況等に応じて区切りをすることが可能になっています。義務教育学校は、校長が1人で一つの学校として経営します。その右側が小中一貫型の小中学校について書いてあります。組織上、独立した小学校および中学校が一貫した教育を行う形態とされています。

次のページでは、義務教育学校の説明をさらに詳細に書いてあります。先ほども申し上げたように、現行の小中学校に加え、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う学校が義務教育学校です。設置の形態としては、施設一体型と施設分離型があります。学年の区切りについても、設置者が区切ることが可能となっています。現行の小中学校の違いとしては、指導内容の入替・移行ということで、小学校において中学校の学習内容まで前倒しできることなどです。

5ページは、小中一貫教育制度化の意義についてまとめてあります。効果としては、まず、「中1ギャップ」の緩和が期待されています。中1ギャップについては、後ほど説明しますが、中学校への進学を契機にいろいろな課題が出てくることを総称して「中1ギャップ」という言い方をしています。他には、②にありますように、中学校の学習内容を先取りして学習することが可能になるなど、学びの連続性の効果が期待されています。

一方で、人間関係が固定し、多様な人間関係を経験しにくくなることや、転入学等の場合に、学習内容の欠落が生じる可能性があるということ等が課題としてあげられています。

6ページは、義務教育学校と小中一貫型小中学校の設置者、修業年限、組織・運営、

免許、教育課程等の状況をまとめたものです。一番下の欄に全国の設置数を示してあります。例えば義務教育学校ですと、13 都道府県、15 市区町で設置されています。小中一貫型小中学校で同一の設置者のものが 21 府県、37 市町村となっていますが、これは平成 28 年度の法改正を受けまして、条例または規則に基づき整備した数です。

7 ページは、小中一貫教育・小中連携教育の実施状況を国がまとめたものです。全国の市区町村が 1,752 ある中で、239 自治体、全体の 14%が小中一貫教育を実施しています。先ほどの数字と違いますが、こちらは以前から小中一貫教育を実施しており、条例や規則を整備していない市区町村も含まれているため、数に差が出ています。

8 ページをご覧ください。小中連携教育・小中一貫教育の背景を大きく 4 つにまとめています。1 つ目の背景として、小中学校の教育内容や学習活動の質的・量的な拡大ということが言われています。2 つ目として、児童生徒の発達の早期化ということも指摘されているところです。3 つ目には、先ほども申しました中 1 ギャップです。いじめの認知件数や、不登校の児童生徒数、暴力行為の加害生徒数等が、中学校 1 年生になったときに大幅に増えることなどを指して、中 1 ギャップと言われています。4 つ目には、社会性を育む場としての学校の役割の拡大ということで、少子化に伴い、単独の小中学校では集団規模が確保できない地域が多くなっているということもあげられています。

9 ページは、中 1 ギャップに関する資料です。

10 ページ以降は、その裏づけとして、国の「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」のデータをあげています。例えば、10 ページにある、いじめの認知件数は小学校 6 年生から中学校 1 年生にかけて数字が大きく上がっています。同様に、11 ページの不登校児童生徒数についても、中 1 のところで大きく上がっています。13 ページの暴力行為の加害児童生徒数も同様です。

13 ページは、ベネッセの教育総合研究所が行いました「小中学生の学びに関する実態調査」の結果です。「上手な勉強のやり方が分からない」とか、「やる気が起きない」という項目が中 1 になったとき増加しています。

14 ページは、小中一貫教育の成果と課題ということで、国の「小中一貫教育等に関する実態調査」の結果を示しています。小中一貫教育の成果としては、「中学校への進学に不安を感じる児童が減少した」や、「中 1 ギャップが緩和された」、「小・中学校の教職員間で互いの良さを取り入れる意識が高まった」ということなどが成果としてあげられています。一方で、「教職員の負担感・多忙感の解消」や「小中の教職員間での打合せ時間の確保」などが課題となっていることがあげられています。

15 ページは、平成 28 年度 4 月現在における全国の義務教育学校の設置状況です。

16 ページは、本県の小中一貫・小中連携教育の実施状況です。16 ページの一番上が、小中一貫教育および小中連携教育の平成 27 年度の実施状況です。小中一貫教育としては、津市のみで実施されており、小中連携教育には 24 市町が取り組まれている状況です。(2) の小中一貫教育の実施状況については、実施を検討中が 3 市、検討に着手が 3 市町となっ

ています。(3)は本県における義務教育学校の設置状況についてです。津市が平成29年度に施設一体型の義務教育学校の設置を予定しています。また、いなべ市では併設型の小中一貫教育校の設置を予定しています。

19 ページは、都道府県による小中一貫教育の推進状況です。「積極的に推進」が7県、「制度化を踏まえ、積極的な推進を検討」が12県などとなっています。説明は以上です。

【山田会長】

続きまして、石川委員から津市の事例についてご紹介願います。

【石川委員】

お手元に配付した「美里地域における義務教育学校の概要について」という資料をご覧ください。教育は、大きく教育内容と教育施策に分けることができますが、まず資料で教育施策を中心にご説明します。

「1 津市立みさとの丘学園の概要について」です。学校の位置は、市の中心部から近く、車で10分から15分で行ける場所にあります。生徒数は286人を予定しています。

「2 開校に向けた主な取組について」です。校舎の増築を行ったほか、プールの整備、駐車場の確保等を行いました。大変だったのが通学対策です。スクールバスの運行のほか、通学路の安全確保については、整備に期間を要しました。

1 ページ下の参考の図を見ていただくとわかりますように、小学校3校と中学校1校が中学校区で統合して、みさとの丘学園ができます。再編する3つの小学校の子どもたちにとっては、これまではそれぞれの小学校区が自分のふるさとでしたが、これからは、3つの小学校区を含めた大きな地域が自分のふるさとになります。そこで、2年から3年かけて地域学習にしっかりと取り組みました。

2 ページの参考1をご覧ください。義務教育学校と施設一体型小中一貫校の違いを示してあります。義務教育学校は校長が1人、施設一体型小中一貫校は小学校に校長1人、中学校に校長1人となります。ここが大きく違うところです。また、義務教育学校は、条例であらかじめ「〇〇学園」などと学校の名称を定めますが、施設一体型小中一貫校は、それぞれの小学校と中学校に名称があり、通称名で「〇〇学園」を使用することが多い状況となっています。就学校区は、今回の場合は、3つの小学校区が1つになります。小学校の子どもたちは、保護者と一緒じゃないと校区を出たらいけないと言われていますが、義務教育学校の設置で非常に校区が広がります。ここは課題を抱えているところです。

次に、参考2をご覧ください。新しい義務教育学校の子どもの生活のイメージしていただけるようにポイントを示しました。職員体制ですが、校長1人と教頭2人の配置を予定しています。教育課程は前期課程・後期課程とします。養護教諭、事務職員の

配置については、現在協議中です。通学方法ですが、前期課程の子どもたち、つまり小学生に該当する児童にはスクールバスを用意します。後期課程の子どもたちは自転車で通学し、スクールバスは使いません。制服については、前期課程は私服で、後期課程は制服です。現在は学生服ですが、ブレザー、スカート、スラックスとする予定です。入学式については、1年生の入学時に入学式を行います。後期課程、すなわち7年生に進級するときには、普通の中学校のような入学式は行わず、簡略化されたスタートアップセレモニーを行います。また、前期課程で修了式は行いますが、卒業式として行うのは、9年生のみになります。各学期の始業式・終業式は合同で行います。また、前期課程の5、6年生に教科担任制を導入する予定となっています。

3ページをご覧ください。日課についてです。通常、小学校は45分授業、中学校は50分授業ですが、みさとの丘学園の5年生と6年生は45分プラス5分の50分とし、後期課程である7年生以降に対応できるような時間の配分をしています。そのため、始業時にチャイムは鳴らしますが、終業時にはややこしくなるので鳴らさないという対応を考えています。運動会・体育祭については、前期課程・後期課程が合同で行う予定をしています。学習発表会・文化祭ですが、前期課程は学習発表会とし、後期課程は文化祭とします。これは6年生の子どもたちのリーダーシップの発揮や成長段階等を考えた結果、分けて行うこととしました。遠足については、1年から9年の縦割りで計画しています。修学旅行は、6年生と9年生で現在と同じように実施します。難しいのは、生徒会・児童会です。生徒会・児童会を合体し、児童生徒会という形で行う予定をしていますが、これまでは4年生・5年生・6年生の子どもたちが、リーダーシップを発揮できたのに、合同の場合、それをどうするかという問題があります。どう対応していくか、大きな課題として捉えています。PTAは一本化します。

参考3の義務教育学校のメリットをご覧ください。まずは、条例への位置づけです。津市は、平成26年から中学校区単位で小中一貫教育を実施しています。義務教育学校とどこが違うのかといいますと、義務教育学校の名称を使用することによって、法律的にも小中一貫教育を行う学校であることを明示できる、これが一番大きなところですが、教育内容的には、中学校区単位の小中一貫教育でも義務教育学校でも、よく似たカリキュラムの統合ができます。

資料を離れて、もう少し具体的に3つのポイントからお話をしたいと思います。

まずは、教育内容です。算数・数学では、中学校1年生になると文字による数式が出てきます。小学校では3年生で割り算が出てきて、4年生で割り算の応用が出てきます。小中一貫教育では、「中学校でこういうところで引っかかるから、小学校ではこのところに力を入れてよ」といったことが容易にできます。「3年生の割り算は大丈夫だけど、4年生の割り算の活用のときには、補充授業を含めて強化した授業をやみましょう」ということが一貫教育では可能になります。

理科では星座が小学4年、6年、中学3年と3回出てきます。小学校では4年生で教

えるときに、例えば6年生で月と太陽が出てくるから、そのときに合わせて4年生のカリキュラムを組みましようということも可能になります。一貫教育では中学3年生で星座が出てきますので、星座の学習に向けて小4・小6・中3のどこでプラネタリウムを使ってどこまで教えるかといったカリキュラムが組めるという特徴があります。

難しいのが国語です。中学校の国語では説明文の中で論理的な思考が出てきます。小学校では文学作品と説明文は混在で出てきます。文学作品と説明文のウェイトをどのように捉えるのかについて、学校単位で行うと、各学校の考え次第になります。しかし、全国学調やPISAで課題とされている読解力については、数学でも論理学や読解力が必要となります。国語の読解力を算数・数学でどのように活用しようかと検討するとき、これまでは、小中の教員同士が議論する時間に制約があるので、マトリックスのカリキュラムを考えるチャンスが少なかったのです。義務教育学校は、常時、職員室で一緒になりますので、中学校数学の論理学と、小学校国語の読解力の問題をどうつなげるかといったことを検討することが容易にできるようになります。

次に、授業スタイルの問題です。授業スタイルとは、学びの共同体や協調学習、シンガポール方式など、いろいろなやり方がありますが、主体的で深い学びのためのアクティブ・ラーニングを子どもたちにどう提供するかということと大きなかわりが出てくると考えています。小中学校で学ぶ内容はたくさんありますが、それに加えて非認知的な能力を使って深い学びをどう提供するのがアクティブ・ラーニングだと思います。このときに小学校と中学校が別々に、テーブルで議論するだけだと授業スタイルがそろわない。しかし、常時、同じ職員室で小学校と中学校の教員が顔を突き合わせていると、協調学習の推進がより一層やりやすくなります。

近年、中学校のゴールは、高校を通り越して、社会をゴールに据えており、子どもたちに経験則のエビデンスをしっかりと教え込むということになっています。小学校ではそれをどう捉えるか、中学校ではそれをどう捉えて、どこまでやったらいいのか難しい問題です。具体的に言うと、小中学校でさまざまな勉強をすると、子どもたちはオープントスターをつくることができますが、電子レンジをつくることはできない。マイクロ波を使って水分に振動を与えることによって熱源をつくるということは、高等教育で学ばないとできない。しかし、この接続がとても大事だと思っていまして、少なくともオープントスターをつくれるようになったら、なぜパンを上手に焼けるのかという原理原則を9年間で学ぶようにすることが大事だと思います。

次に、学校経営の体制の問題です。校長が1人か、2人かというのは、大変大きな要素であると考えています。津市では、平成27年度に制度が変わる以前から幼保一体の施設が2つありましたが、そこでは管理体制をどうするのかという問題がありました。制度的には幼稚園と保育所ですから、それぞれ園長がいます。しかし、一体的に運営するために、各園長の上に総括センター長を置いていた時期がありました。総括センター長1人の下に、園長を2人置いていたのです。しかし、これがうまくいかなかったので、

2、3年でやめました。次に、幼稚園の園長または保育所の園長の職位を課長級に上げて、「あなたは幼稚園の園長だけれども、筆頭園長さんです」とやろうとした。しかし、これもうまくいかなかった。津市には施設一体型の幼稚園・保育園が2つあり、1つの施設は職員室が1つで、もう一方の施設は2つありました。やってみて分かったことですが、職員室は1つじゃないとうまくいかない。その経験から1人の校長と1つの職員室は絶対に必要だと考えていました。その後、法律が改正され、そのことが可能になったので、津市は義務教育学校を選択しました。全国で義務教育学校を選択されたところが案外少なく、県内では1校だけだったことは、逆に驚きでした。

津市は、最初から小中一貫校を設置しようとしていたわけではありません。複式学級になりそうな学校が出てきたときに、隣の学校との統合問題が発生しました。2つの学校の統合を考えようとしたとき、やはり将来の町づくりを考えても、もう少し幅広く、中学校区単位で子どもたちの将来について検討しようということになりました。何年間も議論をしてきた中で、小中一貫校でいこうと意見がそろい、実現に向けて急速に動いてきました。現在は、平成29年の開校に向けた準備をしているところです。

【山田会長】

ありがとうございます。資料6と津市の事例紹介を踏まえ、審議をしたいと思います。資料7の論点2にありますように、「中長期的な視点から本県における小中連携教育・小中一貫教育の推進について、どのように考えていくべきか」、「小中連携教育・小中一貫教育の主体者である市町に対して、県としてどのような支援が考えられるか」といった点からご意見をいただきたいと思います。

【藤原副会長】

石川委員の大変刺激的なご報告ありがとうございます。石川委員にお聞きしたいのですが、今回の義務教育学校の設置は一種の統廃合ということになります。私の経験では学校の統廃合は、ものすごく地域の抵抗が大きいと感じています。津市では、随分長い時間、粘り強い議論を地域とされてきたということでしたが、どれぐらいの期間、どういった労力をかけられて、どういった仕組みを設けられていったのかお聞きしたい。

小中一貫教育の制度化は、義務教育の姿はどのような形がいいのかについて国が模索している一つのプロセスだと思います。制度を変えたことによって、どういうことが起きていくのかということをご丁寧に情報公開していくことが重要だと思います。ですから、県教育委員会には、情報提供の役割が求められると思います。資料6の14ページに、小中一貫教育の成果と課題として、既に小中一貫教育を実施した学校についてのデータが出ています。本当はもっと細かい精密な調査がなされているのかもしれませんが、これは極めてアバウトで、客観的なデータと言えない。例えば「中1ギャップが緩和された89%」では何のことかわかりません。中1ギャップが小中一貫教育によってどのように

変化したのか、私は大変興味がありますので、もっと精緻なデータが必要だと思います。

【石川委員】

みさとの丘学園の開校に向けては、非常に長い期間がかかりましたが、話が決まってからは非常に早かったです。

今回の活性化計画の取組には、教育内容に関することが随分盛り込んであります。津市の基本的な姿勢としては、学校がどんなに小さくなくても、すべての学校の存続を大前提に置いています。行政側から学校を統廃合するということは、絶対に言いません。しかし、子どもの教育にとってこの人数でいいのかという観点から説明していくと、最終的には保護者側が、そちらの教育がいいということで統合に向かいます。一方で学校が小さくなって複式学級になっても、しっかりと支えるような施策を別の観点では打っています。

保護者とは一定規模の集団で教育することの意味がどこにあるのかというのは、しっかり議論しています。地域の顔役の方は統合に反対される方が多いのですが、保護者は統合したいという方が多くなっています。

成果と課題について、先ほど課題についてはあまり説明しませんでした。たくさんあります。まずは、小学校4、5、6年生のリーダーシップを発揮する場を確保してあげることが大きな課題です。もう一つは、1年生から9年生まで顔ぶれが同じになりますので、うまくいっているうちはいいのですが、いろいろな問題が起こったときに、子どもたちの心の逃げ場、心のオアシスをどうやってつくってあげるのかという非常に難しい問題があります。

【山門委員】

義務教育学校がどのようなものかは、まだまだ見えてきていないところがありますが、みさとの丘学園についてはきちっと決まっているということです。中1ギャップについては、現実に不登校やいじめの数が増えることを考えると解消すべきと思います。さまざまな課題について教育内容で勝負していくしかないのだろうと思いますし、県教育委員会は教員配置の面でサポートをしてほしいと思います。

これまで何十年も続けてきたシステムを変えるわけですから、当然抵抗もあるだろうし、いろいろなことがあると思いますが、学校に行く子どもにとっては1回しかないことですから、実験的な取組であったとしても成功しなければいけません。できるサポートはしていただきたいと思いますし、教職員も頑張らなければいけないと思います。

【石川委員】

教育内容や教員配置については、県教育委員会は非常に協力的でとても助かっています。教育施策の予算については非常に厳しいところがありますが、教育内容については

大変協力的にしてくださいますので、安心して義務教育学校の設置をすればよいと思います。

中1ギャップの件ですが、生徒指導の対応体制は小学校と中学校で全く違うし、中学校で行う月一度の生徒指導部会や学年会は、小学校は規模が小さいからできない。保護者へのアプローチの仕方も全く違う形になっています。これが義務教育学校になると、今でいう中学校部会と小学校部会が同じ教室の中で生徒指導の役割をやりますから、大きく変わるだろうと思います。

子どもたちへのアプローチも、机間指導一つとっても全く違うので、ギャップはあるだろうと思います。これが一つの校舎の中で机間指導、板書、ノート指導が行われることによって随分と変わるだろうと思います。我々が学校を回ってどんなに説明しても、なかなかうまくいかないのですが、大きく変わってくるだろうと思います。

我々が小中一貫教育を考えるときに、東京の大きな小中一貫教育校を視察しました。とても成功したという初代の校長先生に会ってお話を聞いてきました。あまりにもうまく行って人気が出て、子どもたちが非常に増えて、校舎を一つ増築したそうです。校舎を1年生から4年生と、5年生から9年生の2つに分けたとたんに、教育効果が半減したと言われていました。それぞれの校舎に職員室ができて、毎日同じ職員室で顔を合わせられなくなったからです。やっぱり職員室は一つが良いと感じました。

【森委員】

私はいなべ市に住んでいますが、いなべ市では施設分離型の一貫校が検討されています。施設分離型で、いじめや中1ギャップが軽減されるのか疑問に思います。

【山門委員】

中学1年生の担任は確かに大変です。例えば、異動で新しい学校へ赴任するときに、何年生を担当したいですかという質問をされますが、中1という人は少ないと思います。それは、新しい学校へ行って、新しい生徒に教えなければいけないのに、その学校のことを知らないからということもあります。一方で、中1でしっかり教育をすれば、その後は自然にうまくいくという考え方も中学校の教員にはあります。

私も不登校の生徒の指導を経験しました。これは生徒に寄り添っていくしかないし、学校へ来させるだけでは解決しない問題もあります。データとして中1に不登校が多いということであれば、何らかの問題があるのだろうと思います。

職員室が一つというのは、確かに意味があると感じます。小学校の教員と中学校の教員は相容れないところがあり、小学校の教員が中学校の授業を観にくると、「何故あんなに放ってあるの」と思うし、中学校の教員が小学校の授業に行くと、「何故そこまで丁寧にやるの」と思う。それが日常的に同じ職員室にいると相互の理解が進むだろうと思います。その意味で、施設分離型と一体型では大きな違いがあるのだろうと思います。

ただ、日常的にしっかりと連携できるような体制がとれるのであれば、施設の問題は一定解決していくと思います。

【石川委員】

職員室が一つでない施設分離型一貫校であっても、小学校の教員と中学校の教員が話す機会が多くなりますので、子どもたちの学校における問題等について小学校の情報を中学校と共有することが容易にできるようになりますので、やりやすくなりました。

【浅川委員】

四日市市は10年ほど前から「学びの一体化」という名前で小中連携を全ての校区でやっています。施設は別々ですが、年に数回お互いの授業を観たり、中1ギャップ解消のために小学生が中学校の授業や部活動を体験したりするというようなことを行っています。幼稚園も併設していますので、幼小中が一緒になった体育祭を実施したり、文化祭も小学生や幼稚園児が見に来たりとか、いろいろな交流を行っています。このような取組を行うことで、中学校はこういうところだということが小学校のときに少しわかるようになります。そのことで中1ギャップがすべて解消するわけではありませんが、少しなだらかになっていると感じます。

個人的には中1ギャップは解消しないほうがいいと思っています。小学6年生でリーダーになってきた子が、中学1年生になると全然できない下級生みたいに見られる。でも新しい友達と一緒に頑張って頑張るといふこともあります。仲間関係が固定化してうまくいかなかったのが、中学校へ入ってリセットできるということもあります。したがって全く中1ギャップがなくなるというのは、私はどうなのかなと思っています。

四日市市で小中連携を10年もやっているにもかかわらずあまり変わっていないのは、教員がお互いに小学校は中学校のことを、中学校は小学校のことを知らなさすぎるのだと思います。私はその10年ぐらい前に「学びの一体化」を立ち上げたときに市教育委員会にいたので、小学校をたくさん訪問し、小学校のきめ細やかな授業に学ぶことがたくさんありました。逆に小学校の教員には、チームで対応するというのを中学校から学んでほしいと感じました。小学校は中学校を、中学校は小学校を知る機会が必要です。それは、2～3時間研修しただけではだめだと思います。人事交流という形で1～2年間、免許のある者は互いの学校へ行って勉強してくる、仕事をしてくることによってしか、互いの文化の違いを解消することはできないと思います。その点を県教育委員会にお願いしたいと思います。

【山田会長】

小中一貫教育は非常にチャレンジングで大事な取組ですので、県教育委員会の役割もとても重要です。人事交流や情報公開が必要というご指摘をいただきましたが、その他

にも大きな制度改革になるので研究することも必要だと思います。研究推進校を設けたり、大学に対して小中一貫教育の研究を依頼したり、いろいろな研究や研修の機会を設けて、理論的、実践的にバックアップしたりすることを県教育委員会としてぜひ進めていただければと思います。

それでは、定刻になりましたので、本日の審議はここまでとし、進行を事務局に戻します。

【宮路教育政策課長】

山田会長、審議の進行をありがとうございました。委員の皆様、本日も活発なご審議をありがとうございました。

今回は、スケジュールでお示しましたように、2月に最終案をご審議いただくこととしています。詳細については、後日、ご連絡を差し上げますので、よろしくお願ひします。これをもちまして、第4回三重県教育改革推進会議を閉会します。本日はありがとうございました。